

「平成30年度第5回中小企業のための法律セミナー」開催！

～大阪弁護士協同組合 船瀬弁護士・山田弁護士が「相続法改正の要点」について講演～

大阪府中央会では去る3月7日(木)、マイドームおおさかにおいて「平成30年度第5回中小企業のための法律セミナー」を開催いたしました。参加者は11名でした。

講演のテーマは「相続法改正の要点～あなたの相続はどう変わる？～」、講師は大阪弁護士協同組合に所属する船瀬茉莉弁護士、山田和哉弁護士。



山田和哉 氏



船瀬茉莉 氏

講演では、まず1.自筆証書遺言として、①手書き要件の緩和、②保管制度の新設のそれぞれについて、レジュメに基づいた詳しい説明が為され、また、2.配偶者居住権として、①配偶者居住権(長期)、②配偶者短期居住権についても事例に基づく分かり易い解説がありました。続いて、3.遺産分割として、①仮払い制度の創設、②一部分割、③持戻し免除の意思表示の推定について詳細な説明があり、その後、4.遺留分制度として、①金銭債権化、②算定方法の見直しにつき、それぞれ、現行法の考え方、改正法の考え方に

事例を分けた詳しい解説が行われました。

施行時期として、自筆証書遺言の手書き要件については、既にスタート(2019年1月13日以降に適用)していること、また、配偶者短期居住権は、2020年4月1日施行、保管制度は、2020年7月10日施行、その他の制度は、2019年7月1日施行となることが説明され、最後に、「相続法の改正は誰にでも関係する問題、中小企業経営者にとっては事業承継を考えるにあたって大きな影響がありうることから、弁護士、税理士等専門家を上手に活用することが必要である。」と話され、今回の講演を締め括られました。

今回の講演は、昨年7月6日に成立した「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」により、改正された相続法の要点につき、中小企業経営者がこれからの相続や事業承継を考えるうえで留意すべきポイントについて分かり易く説明されたもので、大変参考となるものでした。講演終了後に実施したアンケートにも、「円滑な事業承継を考えるうえで大変参考になりました」、「事例や現在取り扱っている案件のお話が興味深かったです」などの感想が寄せられていました。

大阪府中央会では中小企業の皆様が抱える法律上の悩みやトラブルの解決に向け、今後もこうしたセミナーを定期的に関催してまいりたいと考えております。

お時間の都合がつかましたら、是非、次回以降も多数ご参加をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

